

提案する諸条例等の制定要旨

議案第20号 南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定
について

この条例の一部改正は、新たな職の設置等により職務表の変更を行うとともに、令和7年人事院勧告に基づき一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）が改正されたことに伴い、初任給調整手当の種別に変更が生じたため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和8年4月1日と定めています。

議案第21号 南あわじ市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
制定について

この条例の一部改正は、条文中に引用する行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）の改正により、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています。

議案第22号 南あわじ市職員の高齢者部分休業に関する条例制定について

この条例制定は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の3に規定する高齢者部分休業制度を導入するため、高齢者部分休業の取得単位、取得可能年齢、給与、承認取消し及び休業時間の延長に関する規定を定めるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和8年4月1日と定めています。

議案第23号 令和8年4月に実施する市の組織改編に伴う関係条例の整理に
関する条例制定について

この条例制定は、本年4月1日付けで行う市の行政組織改編に伴い、条文中に改廃される組織名を含む関係条例について、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和8年4月1日と定めています。

議案第24号 南あわじ市特別会計条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、国民宿舎事業を廃止することに伴い、国民宿舎事業特別会計を廃止するため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和8年4月1日と定めています。

議案第 25 号 南あわじ市慶野松原松林保全基金条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、国民宿舎事業特別会計及び南あわじ市国民宿舎基金条例を廃止することに伴い、国民宿舎基金の残金を慶野松原の松林の保全又は周辺地域の振興に寄与する施策の実施のために活用できるよう、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 8 年 4 月 1 日と定めています。

議案第 26 号 南あわじ市国民宿舎基金条例を廃止する条例制定について

この条例制定は、国民宿舎事業特別会計を廃止することに伴い、本条例を廃止するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 8 年 4 月 1 日と定めています。

議案第 27 号 南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 10 号）により、最近における社会経済情勢に鑑み、補償基礎額が引き上げられたことを踏まえ、政令の定める基準に従い、損害補償の補償基礎額の改定その他所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 8 年 4 月 1 日と定めています。

議案第 28 号 南あわじ市歴史民俗資料館条例を廃止する条例制定について

この条例制定は、築 52 年が経過し老朽化が著しい現在閉館している当該施設の解体工事を予定しているため、本条例を廃止するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 8 年 4 月 1 日と定めています。

議案第 29 号 南あわじ市アフタースクール事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、アフタースクール事業において、アフタースクール沼島を新設することに伴い、その利用料について規定を設ける必要が生じたため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 8 年 4 月 1 日と定めています。

議案第 30 号 南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 46 号）が公布され、電気通信事業

法（昭和59年法律第86号）が改正されたことに伴い、本条例において引用する条文にずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日と定めています。

議案第31号 南あわじ市児童館条例を廃止する条例制定について

この条例制定は、市内小学校に通う児童の放課後等の活動の場として実施するアフタースクール事業が充足してきたことに伴い、児童福祉を増進し、保健衛生及び健全育成の向上を目的とした本条例を廃止するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和8年4月1日と定めています。

議案第32号 南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、福祉医療費助成制度の乳幼児等医療費助成事業において、入院及び入院以外の療養にかかる所得制限を改め、並びに兵庫県福祉医療制度において、兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱及び母子家庭等医療費給付事業実施要綱が改正されることに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和8年7月1日と定めています。

議案第33号 南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、令和7年度税制改正に係る介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）が公布されたことに伴い、令和8年度の保険料率の算定に関する所得額の算定方法等の特例を設けるため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和8年4月1日と定めています。

議案第34号 南あわじ市中小企業・小規模企業振興条例検討委員会条例制定について

この条例制定は、中小企業及び小規模企業の振興に関する基本的な事項について定める（仮称）中小企業・小規模企業振興条例の策定に向けて必要な事項を審議するため、市長の附属機関として設置する「南あわじ市中小企業・小規模企業振興条例策定検討委員会」について、必要な事項を定めるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和8年4月1日と定め、併せて「南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部を改正し、中小企業・小規模企業振興条例策定検討委員を加えることとしています。

議案第 35 号 南あわじ市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、三原庁舎跡地に整備中の公園について、市コミュニティパークとして追加することに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 8 年 5 月 1 日と定めています。

議案第 36 号 南あわじ市下水道事業審議会条例制定について

この条例の制定は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に基づき、下水道事業の健全な運営に関し必要な事項について審議するため、市長の附属機関として設置する「南あわじ市下水道事業審議会」について、必要な事項を定めるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 8 年 4 月 1 日と定め、併せて「南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部を改正し、下水道事業審議会委員を加えることとしています。